

奈良市南消防署西大寺分署庁舎オーバースライダー更新

修繕仕様書

1 件名

奈良市南消防署西大寺分署庁舎オーバースライダー更新修繕

2 履行場所

奈良市南消防署西大寺分署庁舎（奈良市二条町二丁目1番1号）

3 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 修繕内容

奈良市南消防署西大寺分署庁舎東側に設置されているオーバースライダーについて、老朽化した既存設備と新規設備の取替え等修繕を行うものとする。

5 新規設備

オーバースライダー（アルミ製 W8,680mm×H3,470mm）の交換修繕を行うものとする。なお、オーバースライダーについては急降下停止装置付きのものとし、アクリル製の明り窓（9か所）を取付けることとする。

参考型式：三和シャッター工業株式会社製オーバースライダー

- ・重量スライダー（AL-75）
- ・スタンダード型（STD-A）
- ・急降下停止装置（Sブレード及びSPロック）
- ・明り窓（アクリル3.0mm）

6 施工

- （1）施工箇所は供用中の消防庁舎であるため、施設利用者、施設関係者及び周辺住民の安全確保および騒音等迷惑防止に必要な措置を講じること。施工に際しては事前に消防総務課担当者と綿密に打合せを行い、本施設の業務に支障が出ないよう万全を期すこと。施工完了後は当該箇所について完成確認を受けること。
- （2）本修繕に使用する材料等で特定のものが指定されている場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するものを使用すること。

- (3) 本修繕にかかる軽微な修理は受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等により重大な不良箇所が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し指示を受けること。
- (5) 施工に必要な水道、電気等の使用は施設管理者と協議のうえ行うこと。
- (6) 既存のオーバースライダー及び同設備の撤去によって生じた廃棄物の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」他関連法規に基づき、受注者が適法に処分を行うほか、
- (7) 作業を行うにあたり、西大寺分署庁舎の施設・設備に損害を与えないよう必要に応じて養生を施すこと。作業中に物品等を破損した場合は、受注者の責任において物品の交換や原状復旧を行うこと。
- (8) 事故が発生した場合は、遅滞なく発注者に報告すること。
- (9) 修繕の着手、施工及び完成に際して官公署、電力・通信事業者その他関係機関への必要な手続は、発注者と協議のうえ受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 着手届
- (3) 修繕計画書
- (4) 修繕完了報告書
- (5) 施工写真（施工前、施工中、施工後）
- (6) 保証書
- (7) 消費税に関する事業者届出書
- (8) その他、発注者が必要と認める書類

8 保証

- (1) 本修繕に係る保証期間は、業務の完了確認を行った日から1年間とする。
- (2) 保証期間中に修繕対象設備に不具合が生じた場合は、速やかに技術員を派遣し復旧作業を行うこと。
- (3) 復旧に要する費用は原則として受注者の負担とする。ただし、発注者の不適切な管理等、受注者の責に帰さない事由によって生じた不具合についてはこの限りではなく、その場合の費用負担は発注者と受注者が協議して定める。

9 その他

- (1) 現場責任者を選任すること。

- (2) 仕様書に記載のない事項は、発注者と協議のうえ定めるものとする。
- (3) 疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間で協議を行うこと。